資料３

漁 管 第 2366 号
令和８年(2026年)２月27日

石狩後志海区漁業調整委員会会長　様

北海道知事　鈴　木　　直　道

特定水産資源に関する令和８管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか）に関する令和８管理年度における漁獲可能量を別紙１のとおり定めたいので、同条第２項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいかの、令和８管理年度の国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、別紙２の取扱いとしたいので、同条第５項において準用する同条第２項の規定により、併せて貴委員会の意見を求めます。

（水産林務部水産局漁業管理課）

別紙１

〇令和８管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和８管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年３月（　）日

北海道知事　鈴木　直道

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和８管理年度（令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第１項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　142.0 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知　事　管　理　区　分		知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量		１４２．０トン
	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	１４２．０トン

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　446.5 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知　事　管　理　区　分		知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量		４４６．５トン
	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	４４６．５トン

第三　すけとうだら太平洋系群

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　64,800 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知　事　管　理　区　分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	６４，８００トン

	道南太平洋	６１，３００トン
	北海道すけとうだら道南太平洋漁業	４４，５００トン
	北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業	現行水準
	道東太平洋	３，５００トン
	北海道すけとうだら道東太平洋漁業	１，７００トン
	北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業	現行水準

第四　すけとうだら日本海北部系群

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　8,400 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知　事　管　理　区　分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	８，４００トン
北海道すけとうだら日本海漁業	６，０５０トン
北海道すけとうだら日本海その他漁業	現行水準

第五　すけとうだらオホーツク海南部

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　現行水準

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知　事　管　理　区　分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	現行水準
北海道すけとうだらオホーツク海漁業	現行水準

第六　すけとうだら根室海峡

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　15,000 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知　事　管　理　区　分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	１５，０００トン
北海道すけとうだら根室海峡漁業	１５，０００トン

第七　するめいか

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　6,600 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知　事　管　理　区　分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	６，６００トン
北海道するめいかを採捕する漁業	６，６００トン

別紙２

国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について
（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、
すけとうだら根室海峡及びするめいか）

１．背景

これまで、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更のうち、以下に該当する場合は、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整員会（以下、「海区委員会」という。）の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきた。

（１）くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）

前管理年度の北海道漁獲可能量の未利用分を、当初配分数量の合計の 10%を上限として翌管理年度に繰越しする場合や、国の留保からの追加配分及び融通に伴い、知事管理漁獲可能量を変更する場合

（２）すけとうだら太平洋系群

資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に漁獲可能量に１万トンを追加する場合（以下「大量来遊ルール」という）や融通に伴い、知事管理漁獲可能量を変更（増加）する場合

（３）すけとうだら日本海北部系群

前管理年度の漁獲可能量の未利用分を、当初配分数量の合計の５％を上限として翌管理年度に繰越しする場合や融通に伴い、知事管理漁獲可能量を変更する場合

（４）すけとうだら根室海峡

国の漁獲可能量の変更（いわゆる「期中改定」）に伴う追加配分により知事管理漁獲可能量を変更する場合

（５）するめいか

予め定められた計算方法（いわゆる「75%ルール」）による国の留保からの追加配分及び融通に伴い、知事管理漁獲可能量を変更する場合

２．令和８管理年度の取扱い

（１）くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る国からの追加配分（繰越し及び国の留保からの配分を含む。）及び融通については、北海道資源管理方針別紙１－４（くろまぐろ（小型魚））の第３の（２）及び別紙１－５（くろまぐろ（大型魚））の第３の（２）において、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除する旨を規定しており、当該規定に基づく配分数量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

（２）すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、北海道資

源管理方針別紙１－６（すけとうだら太平洋系群）の第３の２（１）において、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分する旨を規定しており、当該規定に基づく配分数量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

（３）すけとうだら日本海北部系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、北海道資源管理方針別紙１－７（すけとうだら日本海北部系群）の第３において、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分する旨を規定しており、当該規定に基づく配分数量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

（４）すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の増加分については、全量を北海道の留保枠とし、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。また、すけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の減少分については、各管理区分の当初配分の配分比率に応じ、各管理区分の当初配分から差し引くこととし、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

（５）すけとうだら根室海峡に係る期中改定に伴う配分数量の変更については、北海道資源管理方針別紙１－９（すけとうだら根室海峡）の第３において、全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業に配分する旨を規定しており、当該規定に基づく配分数量の変更については、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

（６）するめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙１－10（するめいか）の第３の２において、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除する旨を規定しており、当該規定に基づく配分数量の変更については、引き続き、海区委員会には事後報告で対応できることとする。

３．数量変更に伴う手続き

農林水産大臣は、都道府県の数量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第６項において準用する同条第４項）こととされており、知事は、通知を受けたときは、漁業法第 16 条第５項の規定で準用する同条第３項から第４項までの手続きに則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

４．上記２によるもの以外の数量変更の取扱い

上記２（１）から（６）によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴く（漁業法第 16 条第５項において準用する同条第２項）。

資料１－１

令和８年のＴＡＣについて（すけとうだら、するめいか）

令和８年２月20日に開催された、国の水産政策審議会（資源管理分科会）において示された、令和８管理年度における漁獲可能量の当初配分に係る告示案の概要は、次のとおりです。

（単位：トン、（　）内の数字については、前年当初の数量）

魚種	国の資源評価				農林水産大臣が定める漁獲可能量		
	系群	資源状態 2024年の親魚量	ＭＳＹを達成する親魚量	ＭＳＹ（最大持続生産量）	漁獲可能量	うち大臣管理の数量	うち北海道に定める数量
すけとうだら	全体				**259,000** （285,700）	**168,700** （170,900）	**88,200** （90,500）
	太平洋	320,000 ※１目標管理基準値を上回る。	**256,000**	**136,000**	**158,000** （193,000）	91,300 （99,800）	**64,800** （69,100）
	日本海北部	162,000 ※１目標管理基準値を下回る。	**293,000**	**40,000**	**26,000** （19,700）	17,500 （13,200）	**8,400** （6,400）
	ｵﾎｰﾂｸ海南部	資源量指標値は平均水準を大きく上回る	算定不可	算定不可	**60,000** （58,000）	59,900 （57,900）	**現行水準** （現行水準）
	根室海峡	資源量指標値は維持または回復させるべき目標水準を上回る	算定不可	算定不可	**15,000** （15,000）	－ －	**15,000** （15,000）
するめいか	冬季発生	57,000 ※２限界管理基準値を下回る。	**255,000**	**144,000**	**68,400** （19,200）	**37,600** （8,300）	**6,600** （1,300）
	秋季発生	47,000 ※２限界管理基準値を下回る。	**255,000**	**240,000**			

※１　目標管理基準値とは、目標となる親魚量

※２　限界管理基準値とは、下回ってはいけない資源水準の値

その他：資源管理の目標、漁獲シナリオなどは別紙、参考資料を参照

○国の資源管理基本方針の概要

（参考資料）

系群	すけとうだら太平洋系群
資源管理の目標	○目標管理基準値　256 千トン　（ＭＳＹを達成するために必要な親魚量） ○限界管理基準値　151 千トン　（親魚量の過去最小値） ○禁漁水準値　85 千トン　（漁獲圧力を、ＭＳＹを達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50%を下回るおそれがある親魚量）
漁獲シナリオ	○親魚量が令和18年に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する ○令和８年～令和10年まで：　漁獲可能量15.8万トン （相当する漁獲圧力が、ＭＳＹを達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には見直し） ○令和11年～令和18年まで：　当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかけたものを漁獲可能量とする。 ①親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合：ＭＳＹを達成する漁獲圧力×0.9 ②親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合：①の規定から親魚量に応じてさらに削減した係数を乗じた値とする。 ③親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合：０
その他	○管理年度中に公表された翌管理年度のＡＢＣが、当該管理年度のＡＢＣよりも増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間でＴＡＣを調整することができる。 ○資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加（漁獲の状況が一定の条件を満たした場合に１万トンを追加し、翌年、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的漁獲可能量を再計算し、翌管理年度の漁獲可能量を変更） ○上記の大量来遊ルールの発動要件の見直しについて、遅くとも令和10管理年度までには検討作業を行い、結論を得る。

系群	すけとうだら日本海北部系群
資源管理の目標	○目標管理基準値　293 千トン　（ＭＳＹを達成するために必要な親魚量） ○限界管理基準値　122 千トン　（ＭＳＹの60%を達成するために必要な親魚量） ○禁漁水準値　17 千トン　（ＭＳＹの10%が得られる親魚量）
漁獲シナリオ	○親魚量が令和18年に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進める。 ○当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかけたものを漁獲可能量とする。 ①親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合：ＭＳＹを達成する漁獲圧力×0.9 ②親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合：①の規定から親魚量に応じてさらに削減した係数を乗じた値とする。 ③親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合：０
その他	○漁獲可能量の未利用分については、当初の漁獲可能量の５％を上限に翌管理年度に繰り越し、数量明示区分ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分

系群	すけとうだらオホーツク海南部
資源管理の目標	○沖合底びき網漁業のうち、かけまわし漁法による単位漁獲努力量当たりの漁獲量（１日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50%以上の操業における１操業当たり漁獲トン数をいう。）を、平成８年から令和６年までの平均水準とされた値（令和７年資源評価において4.40トン/操業） （主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定める。）
漁獲シナリオ	○我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理
	○資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定

系群	すけとうだら根室海峡
資源管理の目標	○すけとうだら固定式刺し網漁業による単位漁獲努力量当たりの漁獲量（操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。）を、昭和56年から令和６年までの間に最低とされた値（令和７年資源評価において0.71トン/隻日） （主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定める。）
漁獲シナリオ	○我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理
	○資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定

<table>
<tr><th>系群</th><th colspan="4">するめいか</th></tr>
<tr><td rowspan="5">資源管理の目標</td><td></td><td>秋季発生系群</td><td>冬期発生系群</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>○目標管理基準値</td><td>255 千トン</td><td>255 千トン</td><td>（ＭＳＹを達成するために必要な親魚量）</td></tr>
<tr><td>○限界管理基準値</td><td>123 千トン</td><td>145 千トン</td><td>（ＭＳＹの80%（秋季）、85%(冬期)を達成するために必要な親魚量）</td></tr>
<tr><td>○暫定管理基準値</td><td>123 千トン</td><td>145 千トン</td><td>（限界管理基準値と同値）</td></tr>
<tr><td>○禁漁水準値</td><td>9 千トン</td><td>16 千トン</td><td>（ＭＳＹの10%(秋期)、15%(冬期）の親魚量）</td></tr>
<tr><td>漁獲シナリオ</td><td colspan="4">○令和８管理年度は暫定的に、本資源に係るＴＡＣ管理開始後の最大の漁獲実績、当該年の資源量及び直近の平均資源量に基づき漁獲を管理する。
○具体的には、以下のア及びイに掲げる合計値に0.6を乗じた値を我が国の生物学的許容漁獲量とし、ＴＡＣは当該値を超えない量とする。

秋季発生系群
ＴＡＣ管理開始後漁獲量が最も多かった平成18年の漁獲量に令和５年から令和７年までの資源量の平均値を乗じ、平成18年の資源量で除した値
冬季発生系群
ＴＡＣ管理開始後漁獲量が最も多かった平成12年の漁獲量に令和５年から令和７年までの資源量の平均値を乗じ、平成12年の資源量で除した値</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">○令和３年から令和５年までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
○令和８管理年度においては、留保からの追加配分（いわゆる「75%ルール」）は行わないものとする。
○TACの超過リスクに備えるための国の留保は200トンとする。
○令和７管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和８管理年度の当該管理区分から差し引く数量（未確定）は、令和８管理年度の国の留保に繰り入れたのち、算出配分量の比率に応じて「数量明示」の道県に配分する。
○令和９管理年度以降の漁獲シナリオについては、令和８管理年度中にステークホルダー会合を開催し、議論する。</td></tr>
</table>

資料　1－2

【 すけとうだら 】

管理期間：令和８年４月～令和９年３月　　（R８年当初）

《配分の考え方》

① 「日本海北部系群」、「オホーツク海南部」、「太平洋系群」、及び　「根室海峡」に区分し、管理する。

② 「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とする。

③ 「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準とする。

④ 「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和４年までの直近３ヵ年の平均採捕量比率」と「前年当初ＴＡＣの配分比率」を１：１で案分した比率により配分する。

⑤ 「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「令和２年から令和４年までの直近３カ年の平均採捕数量の比率」と「令和７年のTACの配分比率」を１：１で案分した比率により配分する。
　また、道南太平洋海域における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、平成２９年１月１６日付け漁管第１８００号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」に基づき配分する。

（「太平洋海域におけるすけとうだらＴＡＣの有効利用について」の説明
平成２０年から２６年までのＴＡＣ配分となった６３，４００トンを基本として
（内訳：すけとうだら漁業４６，０００トン、その他漁業 １７，４００トン）
その後のＴＡＣ配分の増減量について、すけとうだら固定式刺し網漁業７２．５%、
その他漁業２７．５%とするもの。）

　なお、「道南太平洋海域」の「すけとうだら漁業」の ４７，２００トンのうち、平成２６年まで設定していた漁獲平準化のための保留枠（１０，０００トン）は、ＴＡＣ協定運営委員会の管理計画での確保を指導する。

【漁業法第１５条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量】

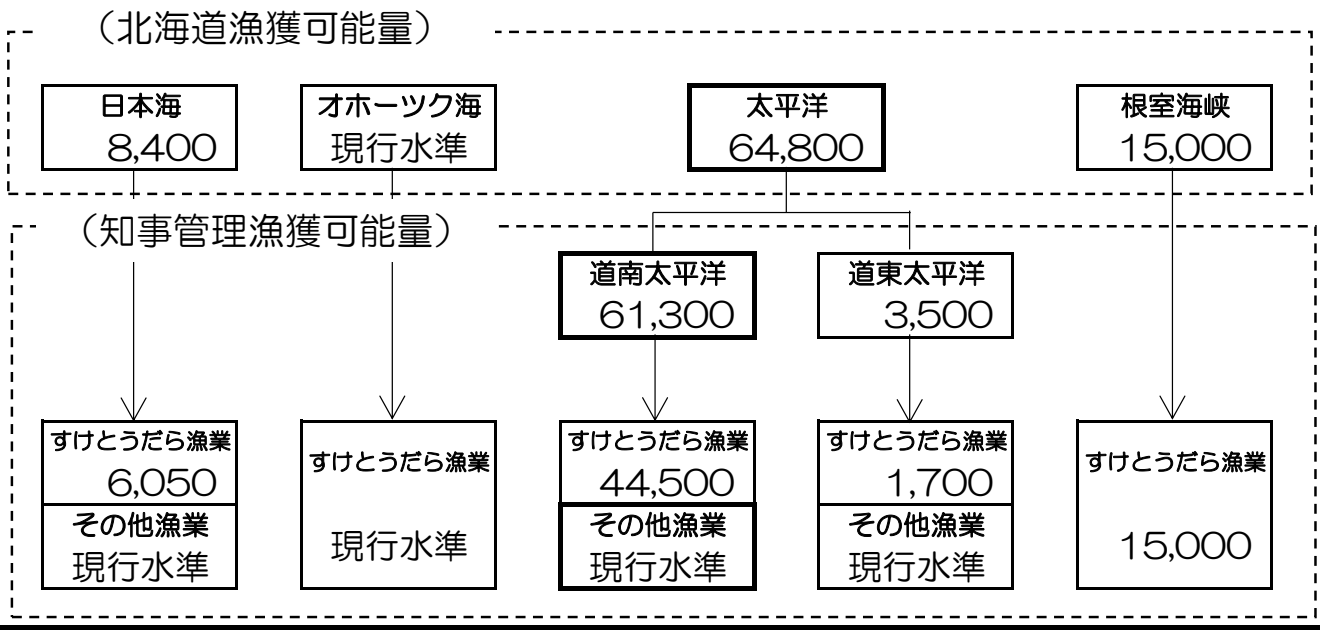

○太平洋海域配分内訳

（海域別配分）

（単位:トン）

採捕の種類		採捕数量（管理期間:4月～翌年3月） R2	R3	R4	3ヶ年平均	3カ年平均比率で算定 A	R7年TAC比率で算定 B	配分（A＋B）／2 C
道南	すけとうだら漁業	20,372	26,758	22,422	23,184			
	その他漁業	8,405	7,342	3,163	6,303			
	小計	28,777	34,100	25,585	29,487	61,471 (94.9%)	61,049 (94.2%)	**61,300**
道東	すけとうだら漁業	627	1,083	624	778	1,622	1,782	1,700
	その他漁業	841	915	702	819	1,707	1,969	1,800
	小計	1,469	1,998	1,326	1,597	3,329 (5.1%)	3,751 (5.8%)	**3,500**
計		30,245	36,098	26,911	31,084	64,800	64,800	**64,800**

※　配分は100トン単位

（道南太平洋海域の漁業種類別配分内訳）

採捕の種類	上記海域別配分 C	配分基礎TAC D	増加分（C－D） E	配分 D＋E
すけとうだら漁業		46,000	▲ 1,523 (72.5%)	**44,500**
その他漁業		17,400	▲ 578 (27.5%)	**16,800**
小計	**61,300**	63,400	▲ 2,100	**61,300**

※　道南の漁業種類別配分は、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」に基づき配分の基礎とした63,400トンをベースに、増減分の配分比率を72.5%対27.5%とする。

○日本海海域配分内訳（Ｒ８年当初）

資料1－2　別紙 2/2

（単位:トン）

採捕の種類	採捕数量（管理期間:4月～翌年3月）			3カ年平均	3カ年平均比率で算定 A	前年当初TAC比率で算定　B	配分（A＋B）／2
	R2	R3	R4				
すけとうだら漁業	1,245	1,016	1,106	1,122	5,814 (69.2%)	6,289 (74.9%)	**6,050** **(72.0%)**
その他漁業	684 (460)	646 (590)	446 (640)	499	2,586 (30.8%)	2,111 (25.1%)	**2,350** **(28.0%)**
計	1,705	1,606	1,552	1,621	8,400	8,400	**8,400**

※　その他漁業の実績については、若干見合量（括弧内数量）を超過した分について算出根拠から除外する。
※　配分は10トン単位。

（参　考）

○オホーツク海域（Ｒ８年当初）

（単位:トン）

採捕の種類	採捕数量（管理期間:4月～翌年3月）			3カ年平均
	R2	R3	R4	
すけとうだら漁業	7	2	0	3
その他漁業	14	123	19	52
計	21	126	20	55

○根室海峡海域（Ｒ８年当初）

（単位:トン）

採捕の種類	採捕数量（管理期間:4月～翌年3月）			3カ年平均
	R2	R3	R4	
すけとうだら漁業	3,924	5,929	7,116	5,656
その他漁業	716	2,070	4,181	2,322
計	4,640	7,999	11,297	7,978

資料１－３

【　するめいか　】

（管理期間：令和８年４月～令和９年３月）

《配分の考え方》

① 海域を区分せず、「北海道するめいかを採捕する漁業」として管理する。

② 「北海道するめいかを採捕する漁業」へ全量を配分する。

漁業法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量
（国から示された量）

北海道漁獲可能量	6,600 トン

北海道するめいかを採捕する漁業
6,600 トン

（参考）

●採捕数量

（単位：トン）

	令和4年 4～翌3月	令和5年 4～翌3月	令和6年 4～翌3月	3年平均
するめいか	2,610	1,544	773	1,642

（採捕数量は、TAC報告による。）

資料１－４

【　くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）　】

（管理期間：令和８年４月～令和９年３月）

《配分の考え方》

① 国からの配分数量の全量を、知事管理区分「北海道くろまぐろ（小型魚）漁業」及び「北海道くろまぐろ（大型魚）漁業」にそれぞれ配分する。

※参考
・ 知事管理区分は総量による管理を基本とするが、「北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定」（以下、「認定協定」という。）により、「オホーツク根室海域」、「太平洋海域」、「渡島海域」、「日本海海域」の海域ごとに管理されている。
・ 各海域ごとの割当量は、認定協定に基づく管理委員会で協議し配分される。

漁業法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量
（国から示された量）

くろまぐろ（小型魚）	くろまぐろ（大型魚）
北海道漁獲可能量　142.0 トン	北海道漁獲可能量　446.5 トン
北海道くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業	北海道くろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業
142.0 トン	446.5 トン

（参考）
●採捕数量　（単位：トン）

区分	令和4年 4～翌3月	令和5年 4～翌3月	令和6年 4～翌3月	3年平均
くろまぐろ （小型魚）	48.4	75.4	77.3	67.0
くろまぐろ （大型魚）	328.8	317.1	392.8	346.2

（採捕数量は、TAC報告による。）

資料　１－５

令和7年と令和8年の配分量の比較について

単位:トン

特定水産資源	令和7年 当初配分量(A)	令和8年 当初配分量(B)	B－A	管理 期間
くろまぐろ(小型魚)	**142.0**	**142.0**	**0.0**	4月 ～ 翌年 3月
北海道くろまぐろ(小型魚)漁業	142.0	142.0	0.0	
くろまぐろ(大型魚)	**446.5**	**446.5**	**0.0**	
北海道くろまぐろ(大型魚)漁業	446.5	446.5	0.0	
すけとうだら	**90,500**	**88,200**	**▲ 2,300**	
・日本海海域	**6,400**	**8,400**	**2,000**	
北海道すけとうだら日本海漁業	4,610	6,050	1,440	
北海道すけとうだら日本海その他漁業	現行水準	現行水準	―	
・オホーツク海海域	**現行水準**	**現行水準**	**―**	
北海道すけとうだらオホーツク海漁業	現行水準	現行水準	―	
・道南太平洋海域	**65,100**	**61,300**	**▲ 3,800**	
北海道すけとうだら道南太平洋漁業	47,200	44,500	▲ 2,700	
北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業	現行水準	現行水準	―	
・道東太平洋海域	**4,000**	**3,500**	**▲ 500**	
北海道すけとうだら道東太平洋すけとうだら漁業	1,900	1,700	▲ 200	
北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業	現行水準	現行水準	―	
・根室海峡海域	**15,000**	**15,000**	**0**	
北海道すけとうだら根室海峡漁業	15,000	15,000	0	
するめいか	**1,300**	**6,600**	**5,300**	
北海道するめいかを採捕する漁業	1,300	6,600	**5,300**	